

【在宅医療にかかる病院前救護の支援体制について】

－ケース連絡票の取り扱いについて－

沖 縄 市 消 防 本 部
[警 防 課]

【在宅医療にかかる病院前救護の支援体制について】

近年の在宅医療、介護をになう機関は医療機関のほかに介護老人保健施設や福祉施設などの介護保険施設、その他の入所施設、通所施設さらに訪問系の施設など多岐にわたっているが、在宅医療は必ずしも高齢者だけが対象ではなく、交通事故や脳卒中の後遺症、心臓発作による心肺機能停止後の低酸素療法など救急医療と密接に関連した諸病態、さらに、がんなどの悪性腫瘍の在宅医療、一部の先天性疾患、難病患者、小児なども在宅医療の対象である。

在宅医療・介護医療利用者はなんらかの基礎疾患を有しており、原疾患の悪化、合併症の発症などで体調を崩す確立は一般市民よりはるかに高く、消防機関による救急搬送に頼らざるを得ない現状がある。しかし、DNAR 意思表示者、在宅医療・介護利用者の病院前救護に関するガイドライン等が一切ないことから、救急医療と在宅医療に関する情報を共有し、在宅・介護医療を有する者が、医療機関（通院病院、救急救急センター）、関連施設及び消防機関が連携を深め、円滑に支援できる体制を構築することを目的とする。

【沖縄市消防本部 警防課】

〒904-2153 沖縄市美里5丁目29番1号

TEL：098-929-0900

FAX：098-983-4588

＜消防機関における支援活動＞

1 支援依頼

支援活動を有すると思われる者の情報を持つ各関係機関は、次の事項を明記した情報提供用紙「ケース連絡票」を主治医又は関係者等に記入してもらい消防本部へ情報提供。

(1) 傷病者情報（家族の名前を含む）

- ・住所、氏名、生年月日、電話番号等
- ・病名、病状の説明（主治医等から）
- ・住宅での生活状況
- ・緊急時の救急処置方法、医師からの指示
- ・通院先
- ・緊急時の搬送先病院及び主治医名

緊急時の搬送については搬送理由も記入すること。

- ・その他必要な情報

2 沖縄市消防本部（主管課：警防課）

消防本部（警防課）は、傷病者本人の希望する応急処置等を尊重しつつ、内容を精査し確認を行う。

(1) ケース連絡票の精査

- ・必要に応じて関係機関を含めた調整会議を行い内容の確認
(特に緊急時の搬送先病院や応急処置等について十分協議すること)

(2) 救急に関する相談、問い合わせに対応

- ・応急手当講習、調整会議への参加、その他

(3) 通信指令員及び救急隊への周知

- ・ケース連絡票の写しを提供し、指令台への情報入力及び 119 番受理時に対応

3 調整会議（関係機関を含む）

DNAR 意思表示者、在宅医療・介護利用者の病院前救護に関するガイドライン等が一切ないことから、ケース連絡票に伴う内容に疑義が生じた場合は、円滑な支援活動ができるよう調整会議を持つ。

(1) 調整会議の参加者

- ・傷病者本人（可能であれば）
- ・家族（可能な限り出席者を制限しない）
- ・通院先病院（主治医等を含め、関連者も同席すること）

- ・関係機関（支援活動する機関）
- ・その他（必要に応じて）

(2) 調整会議・協議結果・同意について

会議参加者のもと協議が整ったことを、協議結果として書面で残すこと。

4 傷病者宅訪問 ※必要に応じて実施する

支援活動を有する在宅・介護医療者は、酸素療法や人工呼吸器等を要する方がいることから、緊急時に円滑な救急活動が出来るよう必要に応じて事前に自宅訪問する。

- ・緊急時の（要請）の通行路および進入経路等の確認
- ・在宅人工呼吸療法時の生活の様子、使用器材等の確認
- ・その他緊急時に必要な情報の入手

5 すべての情報を救急車に配備

全ての関連書類を、各救急車に配備する。

※個人情報の取扱いについては、十分配慮します。

- (1) ケース連絡票
- (2) 調整会議結果および同意書の写し
- (3) 傷病者宅地図および訪問時の情報等

【注意事項】

○ケース連絡票に係る問い合わせ先は必ず記載してください。

○ケース連絡票に係る内容に変更、取り消し等があった場合

※主管課：警防課に連絡をすること。

- ・住居転出、通院先病院の変更、お亡くなりなった場合など

○ケース連絡票更新については、4月～5月を更新期間とし更新の必要のある方は更新手続きを更新期間中に行うこと。

6 登録について

登録後は申請者に対して、文書等を持って登録の通知をする。

- (1) 申請者は登録の連絡をうけたら、登録文書を受け取りにくること。
- (2) 登録後、救急要請をする場合には別紙<119番通報から救急病院までの流れ>を参考に通報すること。
- (3) その他

7	申請・変更・更新・取り消し手続きについて
---	----------------------

申請・変更・更新・取り消し手続きについては、沖縄市消防本部ホームページの「各種申請書」よりダウンロードし、各種様式に必要事項を記入し消防本部警防課へ提出すること。

< 119番通報から救急病院までの流れ >

1	救急要請（事故発生） ※救急車が到着するまでは、必要な応急手当を行う。 <救急車の呼び方> 119番に通報したら、次のことをあわてないではっきり伝える。 (1) 「救急車をお願いします。ケース番号の〇〇番の〇〇〇〇です。」 (例) 「〇〇歳男性、呼吸が苦しそう意識ありなど」 (2) 所番地とだれでも分るような目標があれば、それをつけ加える。 (3) 要請者の氏名と電話番号を伝える。
2	救急隊の到着 ※サイレンが聞こえたら、できるだけ外に出て大きく手をふって案内する。 <現場に到着した救急隊員に、次のことを伝える> (1) 救急隊が到着するまでの容態の変化 (2) あなたが傷病者のために行った応急手当の内容 (3) 傷病者についての情報（ケース連絡票や関連情報など）を提供する。 (4) 救急車が到着するまでに、搬送先病院（主治医）に連絡が取れたら収容可能についての確認を取る。
3	救急隊の救命処置 メディカルコントロール下のもとに、必要な救命処置を実施する。 (1) 必要な救急処置を実施しながら直近病院または指定搬送先病院へ搬送する。 (2) 搬送先病院の指示医から、必要な救命処置（特定行為を含む※）が指示された場合は、それに従い処置を実施します。 ※特定行為とは、医師の指示および家族の同意のもと行う救命処置のことで、除細動、器具を用いた気道確保、静脈路確保、薬剤投与などです。
4	救急病院到着 医師への引継ぎ・報告 (1) 現場到着時の状況（バイタルサイン等） (2) 実施した救命処置等 (3) その他必要な情報の報告
5	救急病院での治療開始

■沖繩市消防本部

〒904-2153

住 所：沖繩市美里5-29-1

◇総務課

電 話：098-929-1192

FAX：098-983-4588

◇警防課

電 話：098-929-0900

FAX：098-983-4588

◇予防課

電 話：098-929-0901

FAX：098-983-4588

■消防署

〒904-2153

住 所：沖繩市美里5-29-1

電 話：098-929-1190（代表）

FAX：098-983-4632

■消防署・山内出張所

〒904-0034

住 所：沖繩市山内1-12-10

電 話：098-930-1190

FAX：098-930-1194

■消防署・泡瀬出張所

〒904-2172

住 所：沖繩市泡瀬1-11-3

電 話：098-921-1538

FAX：098-921-1539